

(4) 要介護認定について

ア 要介護認定ソフトの改訂について

要介護認定における一次判定については、①痴呆性高齢者が低く評価されているのではないか、②在宅における介護の状況を十分に反映していないのではないか、などの指摘があることから、平成12年8月に「要介護認定調査検討会」を設置し、一次判定の仕組みについて専門的・技術的な検討を行っている。

本検討会での議論を踏まえ、平成13年2月～6月に全国で「高齢者介護実態調査」を行ったところである。

また、平成13年11月～14年1月に全国の自治体において「要介護認定に関する調査」に御協力をいただいたところであり、今後は、当該各種調査結果を踏まえながら、要介護認定ソフト（改訂版）についての具体的な検討を行っていく予定である。

なお、平成14年度については、要介護認定モデル事業の実施及び15年度からの全国市町村における要介護認定ソフト（改訂版）の円滑導入の準備について協力願いたい。

さらに、要介護認定ソフトの改訂に伴い、認定支援ネットワークについても、システム変更を要することとなるため、既に昨年12月の「認定支援ネットワークに関する現況調査」により使用機器等の現況について報告いただいたところであるが、今後、当該変更作業においては、各自治体における情報公開等の観点も踏まえ検討をすすめる予定であるので、引き続き円滑な変更作業について協力願いたい。

なお、現ネットワークにおいては、年齢、保険者番号、被保険者番号（送信は任意）及び指定居宅介護支援事業者等番号（送信は任意）を暗号化する等の対応を行っているのので了知いただきたい。

イ 要介護認定二次判定変更事例集Vol. 2について

要介護認定における最終判定は二次判定であることから、その重要性に鑑み、全国の有識者を中心に御検討いただいたうえで、二次判定において一次判定の結果を

変更した事例をとりまとめ、要介護認定二次判定変更事例集Vol. 2を作成した。

これは、要介護度の変更にいたる検討過程や変更理由を可能な限り明らかにして全国の関係者間で共有することにより、今後の審査判定の運用の一層の明確化をはかるための参考資料を提供しようとするものである。

さらに、事例の取りまとめに際し、「要介護認定における留意点について」（参考資料参照）をまとめたので、今後ともより適正な要介護認定業務を実施されたい。

ウ 更新認定における有効期間について

更新認定における有効期間については、原則6月間としながらも、市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合には、3月間～12月間の範囲内で有効期間の延長又は短縮を可能としている旨、全国介護保険担当課長会議において周知してきたところである。

平成13年9月申請分について認定支援センターへ送信いただいた要介護認定等の結果の集計では、約6割の事例で12ヵ月間に延長されているところであるが、引き続き、申請者の状態が安定して継続すると判断できる場合には、有効期間の延長について事務局から認定審査会に対して意見を求めるなど、延長の是非について検討されたい。

エ 認定調査員等研修事業について

認定調査員等研修事業については、都道府県において実施しているところであるが、今年度は、「介護認定審査会運営研修」を新たに設け、審査判定の一層の適正化を図られるようお願いしているところである。

平成14年度予算（案）においても、研修事業に係る所要額を計上したところであり、本研修を始め、種々の研修事業を活用し、要介護認定等がより円滑かつ適切に実施されるよう、積極的な取組みをお願いしたい。

(参 考)

障害老人自立度・痴呆性老人自立度類型別審査判定結果の分布
 (平成12年度に申請があったもので平成13年11月末までに認定支援センターへ報告されたものを集計)

全体

		審査判定結果								合計	参考 (件数)
		非該当	要支援	要介護							
				1	2	3	4	5			
一 次 判 定	非該当	57.2	40.0	2.7	0.1				100.0	98,540	
	要支援	0.9	67.1	30.4	1.4	0.1			100.0	582,772	
	要 介 護	1		7.5	69.9	20.5	2.0	0.1		100.0	1,312,721
		2		0.4	8.4	71.6	18.2	1.2	0.1	100.0	671,393
		3			0.2	6.8	68.1	22.1	2.8	100.0	571,669
		4				0.3	7.5	73.9	18.3	100.0	555,510
		5				0.1	1.4	11.3	87.3	100.0	494,726
総計									4,287,331		

※数値は横計の% (参考を除く。)

障害老人の日常生活自立度 (自立、J、A) かつ痴呆性老人の日常生活自立度 (Ⅲ、Ⅳ、M) の者

		審査判定結果								合計	参考 (件数)
		非該当	要支援	要介護							
				1	2	3	4	5			
一 次 判 定	非該当	12.5	61.9	20.9	3.4	0.9	0.3		100.0	320	
	要支援		15.8	66.7	14.3	2.9	0.2		100.0	14,580	
	要 介 護	1		0.1	31.3	55.3	12.7	0.6		100.0	124,050
		2			0.3	49.5	45.4	4.3	0.4	100.0	116,603
		3				2.1	73.0	22.5	2.4	100.0	92,262
		4				0.2	10.0	78.2	11.6	100.0	35,604
		5				0.1	4.1	27.0	68.8	100.0	7,336
総計									390,755		

※数値は横計の% (参考を除く。)

(5) 介護報酬の見直しについて

平成15年4月からの第2期事業計画期間に向けた介護報酬の見直しについては、昨年10月に「社会保障審議会・介護給付費分科会」を立ち上げ、介護サービスの提供に関係する委員のほか、市町村など費用負担に関係する委員、利用者や学識者など、幅広い委員の方々のご参加をいただき、介護報酬の個々の論点について審議を行っているところである。

介護報酬の見直しにあたっては、サービスの実施状況等を踏まえ、その問題点を整理する機会と考えており、

- ① 現行のサービスの適切な評価
- ② 在宅の重視
- ③ 保険財政への影響を踏まえた効率的・適正化
- ④ 介護保険サービス相互間の整合・介護保険と医療保険の整合

など、多角的な視点から御議論いただくとともに、関係事業団体からのヒアリング等の機会を通じて、幅広い検討が進められると考えている。

今後の具体的な審議スケジュールについては、本年7月を目途に報酬骨格を設定し、平成15年1月に新単価の諮問・答申、同年4月に改定を行う予定を考えている。また、報酬骨格の設定後、平成14年度中に審査支払システムの設計変更を準備する予定である。

社会保障審議会 介護給付費分科会 審議スケジュール

年月	分科会における審議	備考
H13.10	○第1回(10月22日) ・介護保険制度実施状況 等	H13.10 介護事業経営概況調査 の実施
	○審議第1ラウンド(H13.11～H14.4) (1月に1回程度のペース) 各介護保険サービスについて順次、報酬 に関する論点をひとつおとり議論	
	(第1ラウンドのこれまでの審議状況)	
11	・第2回(11月5日) - 介護保険制度実施状況 等	
	- 介護報酬(訪問介護、訪問入浴介護、通所介 護、通所リハビリ)	
12	・第3回(12月10日) - 長期入院への対応	
	- 介護報酬(介護老人福祉施設、居宅介護支援)	
H14.1	・第4回(1月23日) - 介護報酬(介護療養型医療施設、訪問看護等)	
4	○関連事業団体からのヒアリング	H14.4 ・介護事業経営概況調 査の結果報告 ・介護事業経営実態調 査の実施
5	○審議第2ラウンド	
6	○総括議論	
7	○介護報酬骨格設定	→ 審査支払システムの システム設計変更 (H14.7～H15.3)
秋	○介護報酬新単価の設定に向けて議論	介護事業経営実態調査 の結果報告
H15.1	○介護報酬新単価の諮問・答申	
H15.4	介護報酬改定	新システムへの移行